

川越市告示第385号

令和7年度地籍調査事業に関する告示

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき、筆界案を作成したので公告する。

令和8年5月14日

川越市長 森田初恵

- 1 土地の所在・地番  
川越市砂新田5丁目9番19
- 2 筆界案を確認することができる場所  
川越市小仙波庁舎2階（川越市小仙波町2丁目50番地1）
- 3 筆界案を確認することができる者  
川越市砂新田5丁目9番19の土地所有者及び利害関係人
- 4 筆界案の作成者  
川越市（建設管理課）
- 5 公告期間 令和8年5月14日から令和8年6月3日  
筆界案の確認は期間中9時から16時30分まで行うこととする。  
但し、川越市の休日を定める条例（平成元年12月22日条例第39号）  
第1条第1項各号に定める日は除く。  
※公告の日から20日間意見を申し出ることができます。  
公告の日から20日を経過しても意見の申出がないときは、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき調査を行います。